

○ 公証人の被選考資格に関する公証人分科会議決

平成十四年七月二十九日公証人審査会議決

公証人の選考に関する公証人分科会細則第三条に規定する「多年法務に携わった経験を有する者」として公証人分科会（以下「分科会」という。）が定める基準に該当する者は、次に掲げる者とする。

次に掲げる者に該当しない者については、その者の経歴、資格等に基づき、分科会が多年法務に携わった経験を有するか否かを個別に審査し、被選考資格の有無を決定する。

一 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して十五年以上の者であつて、

1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）に定める職務の級が七級以上の職にあつたもの

2 給与法第六條第一項第四号ロに規定する公安職俸給表（二）に定める職務の級が七級以上の職にあつたもの

二 簡易裁判所判事又は副検事としてその職務に従事した期間が通算して五年以上の者

三 二掲記の職務に従事した期間が通算して五年未満であるが、この期間に一掲記の職務に従事した期間を通算すると、これらの職務に従事した期間が通算して十五年以上になる者

四 司法書士としての実務の経験年数が通算して十五年以上の者

五 法人の法務に関する実務の経験年数が通算して十五年以上の者